

平成23年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

日時：平成23年5月31日（火）13時00分～15時

場所：社会福祉センター地下 会議室

出席者

会長	藤原敬悟	医師
委員	秤屋尚生	歯科医師
副会長	兼坂 誠	社会福祉協議会
委員	釘地平子	民生委員・児童委員
委員	瀬尾 潔	ボランティア団体
委員	鳥塚キミ子	高齢者クラブ
委員	内川浩明	施設介護サービス事業者
委員	大野哲義	在宅介護サービス事業者
委員	濱田はるみ	公募市民
委員	中川絹子	公募市民
委員	時得ひろみ	公募市民
委員	芦崎 徹	公募市民
委員	松山 毅	学識経験者

事務局出席者

・福祉部	部長	川根 紀夫
・高齢者福祉課	課長	菅井 康成
(生きがい支援班)	副主幹	清宮 勝弘
	主査補	阿部 徳彦
	主任主事	藤村 和範
(包括支援班)	主査	斎藤 英晴
(介護予防班)	主査	田中 綾子
・介護保険課	課長	櫻井 正行
(給付管理班)	副主幹	大野 隆夫
	主査	堀越 一禎
	主査補	高田 孝司
(給付班)	副主幹	島村 美恵子
	主査補	足立 澄子

欠席者
委員 能代 裕 公募市民

傍聴者：2名

<p>1. 開会 菅井高齢者福祉課長</p>	<p>それでは、定刻を過ぎましたので、始めさせていただきますと思います。 本日はお忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日司会をさせていただきます高齢者福祉課長の菅井でございます、どうぞ、よろしく願いいたします。</p>
<p>2. 委嘱状交付 菅井高齢者福祉課長</p>	<p>それでは、まずはじめに、推進懇話会委員に一部変更がございましたので、委嘱状の交付を行います。佐倉市ボランティア連絡協議会より委員をお願いしておりました越川様でございますが、役員の改選が行われ、その後任者として、佐倉市ボランティア協議会の幹事であります 瀬尾 潔 様をお願いすることになりました。その場でご起立願います。</p> <p style="text-align: center;">～ 委 嘱 状 交 付 ～</p> <p>次に、委員の皆様とともに、職員の異動もありました。また、委員の改選もありましたことから、本日の会議に入ります前に、それぞれご紹介の時間をとらせていただきたく存じます。 それでは、委員の皆様の自己紹介をしていただきたく存じます。</p>

～ 各委員の自己紹介～

続きまして、福祉部長から順次職員の自己紹介をさせていただきます。

～ 職員の自己紹介～

それでは、会議の開催にあたり、福祉部長よりご挨拶申し上げます。

3. あいさつ

菅井高齢者福祉課長

川根福祉部長

本日は大変お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。また、日頃より佐倉市の福祉行政にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、日頃より高齢者社会と言われておりますが、これからの高齢者社会をイメージして、どういう暮らしができるのか、といった内容についてはなかなか議論がされておられません。国では、来年度より地域で過ごしていくことを基本とした方針が示されておりますが、いわゆる超高齢社会の中で、支援が必要となった方が地域の中でどう暮らしていくかといったイメージが出来ていないのが現状であると思っております。

そのような内容を踏まえながら、本日の議題は2点でございます。

(1) 第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定について(第4期計画の見直しについて)

(2) 平成22年度高齢者福祉サービス等事業実績についてでございます。

この後、担当の方から計画の見直しに係る説明がありますが、何とか支援が必要となった方も住み続けられる、あるいは佐倉市に住みたいといったことが市民の方に伝わるような議論をお願いしたいと思います。ぜひ忌憚のないご意見をお願い致します。

菅井高齢者福祉課長

それでは、会議に入る前に、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

- ・会議次第
- ・議事(1) 第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定について
- ・議事(2) 平成22年度高齢者サービス等事業実績について
- ・資料1 介護保険法・老人福祉法
- ・資料2 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱
- ・資料3 第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定事業概略工程表
- ・資料4 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料
- ・資料5 高齢者(一般高齢者)アンケート調査(案)
- ・その他としまして「地域資源マップ」

以上でございます。

それでは、ただいまより、平成23年度第1回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。

では、初めに藤原会長からご挨拶をお願いしたいと思います。

<p>藤原会長挨拶</p>	<p>こんにちは、ご紹介にあずかりました藤原でございます。 皆様ご承知かと思いますが、この会議は意思決定機関ではございません。あくまでも市の行政の施策を実行していく上においての意見を述べる場でございます。 従いまして、各委員の皆さまのご発言が、責任を伴うとかそういったことは一切ございませんので、どうぞ忌憚りの無い意見をおっしゃっていただきまして、このたびの市の計画見直しに役立てていただければと思います。 私としましては、市とタイアップいたしまして、高齢者の方の福祉の役に立てるような意見が打ち出せないかと、そのように考えております。一つご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>菅井高齢者福祉課長</p>	<p>どうもありがとうございました。 それでは、ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>4. 議事 藤原会長</p>	<p>それでは、規定によりまして会長が会議の議長を務めることとなっているようでございますので、私の方で進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、委員の出席状況でございますが、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。 また、本日の会議には傍聴人がみえております。本来、会議は公開することが原則となっておりますが、会議を公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されると認められる場合には、当懇話会の決定により、会議の全部または一部を公開しないことが可能となっております。 本日の会議について、傍聴を認め、会議を公開することでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～ 委 員 了 承 ～</p> <p>それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、よろしくお願いいたします。)</p> <p>『議 事 (1)』 第 5 期佐倉市高齢者福祉・介護計画(第 4 期計画の見直しについて)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議事(1)第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定について(第4期計画の見直しについて)ですが、これにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>

高齢者福祉課

高齢者福祉課生きがい支援班 清宮です。よろしくお願ひいたします。
第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定について（第4期計画の見直しについて）説明させていただきます。

お手元の議事（1）高齢者福祉・介護計画の策定根拠について説明させていただきます。第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画については、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に定めるもので、高齢者福祉施策と介護保険事業の方向性や取組み内容を示すことを目的としております。

この計画は、平成12年度の策定から3年を経過するごとに見直すこととしておりますので、このたび4回目の見直しを行い、第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定をするもので、計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間でございます。法律の根拠につきましては、資料に記載されておりますので、後ほど確認していただければと思います。

次に次期計画の策定方法についてでございます。現計画策定時には、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進委員会及び各検討会においてご意見等をいただきながら策定した経緯がありますことから、次期計画策定にあたっては、前回と同様に佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会及び各検討会でご意見等をいただきながら、次期計画を策定しようと考えております。

各検討会の名簿につきましては、資料2の2ページをご覧ください。これは、平成22年10月第2回の懇話会で決定されたものでございます。

次に次期計画策定のスケジュールについてでございますが、こちらは資料3をご覧ください。第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画策定事業概略工程表についてですが、計画の見直しは、1年間かけて行うこととなります。まず、アンケート調査の帳票の設計を6月いっぱいまでに行います。調査を7月から8月にかけて実施した後、9月末までに集計解析を行いまして、懇話会の方に資料を提出しようとするものです。次に、並行して、現行計画の進捗管理や基礎指標の整理を行いまして、10月～11月末までに、介護保険料の算定を実施するとともに、計画（案）を作成してまいりたいと考えております。その後、1月に行われる市行政の決定機関であります政策調整会議に諮り、市民意見の反映を図ることを目的として、パブリックコメントを実施した後、計画（案）の修正・印刷といった手順を予定しております。

この他、介護保険に関する条例改定も並行して進めることとなります。

本日は最初の会議ということで、アンケートの実施方法の説明等を行い、7月には両検討会を行い、意見を頂戴した後、骨子の検討等を行いたいと思います。8月になりますと、アンケート調査の一部が報告できるのではないかと思いますので、骨子案の審議、課題の整理等の実施を予定しております。10月にはアンケート調査の結果分析を行い、また、計画の素案についてもお示しし、最終的に11月にお集りいただき、検討会でいただいた意見の集約を考えております。2月にも懇話会のスケジュールを予定しておりますが、政策調整会議やパブリックコメント等で大幅な見直しがあった際の予備として予定させていただきます。

次に、次期計画策定にあたっての検討事項についてですが、資料4の平成

23年2月「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」によりますと、「第5期介護保険事業（支援）計画」の作成に当たっては、高齢者が要介護状態になっても、日常生活圏域、いわゆる自宅から30分で駆けつけられる圏域で、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう「介護予防 医療 生活支援 住まいのサービスを一体化して提供していく「地域包括ケア」の考え方にに基づき、取り組むことが重要であるとして示されております。

そして、「第5期の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の基本的な考え方が、資料4の89ページに示されており、平成24年度からの第5期介護保険事業計画においては、高齢者の自立支援に資する高齢者ケアシステムの構築・充実が求められております。基本的事項といたしましては、

基本的理念：地域包括ケアの一層の推進

要介護者等の実態の把握：日常生活圏域ニーズ調査の積極的な実施

今後地域で必要と考えられる4事項について、地方自治体が地域の実情に応じて優先すべき重点事項を選択して取り組むことができるように、計画の記載事項に任意ではございますが追加として

認知症支援策

在宅医療の推進

高齢者に相応しい住まいの計画的な整備

生活支援サービス（介護保険外サービス）

として盛り込んでいければということを示されております。

なお、引き続き、第3期、第4期計画の延長線上に位置づけられておりますことから、まったく変えるということは予定しておりませんが、これまでの計画をよりきめ細やかな部分でどこまで内容に反映できるかといった部分が焦点になると考えております。

続いて、資料5の市民アンケート調査の実施についてですが、現計画策定時においても市民アンケート調査を実施しましたが、次期計画策定にあっても、同様に市民アンケート調査を実施し、調査結果を踏まえた次期計画への反映を行うものとします。このたびのアンケート調査ですが、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるよう、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況など、日常生活圏域ごとに必要なサービスの種類・サービス量を把握・推計し、実態に即した居宅介護・施設介護・地域密着型介護サービス等の基盤や地域支援事業・市町村特別給付・保健福祉事業等の構築を進めて行くか等について行うものでございます。まず、調査の種類としましては、65歳以上の介護認定を受けていない「高齢者（一般高齢者）アンケート調査」と、要支援・要介護認定者を対象とした「要介護（要支援）認定者サービスアンケート調査」の2種類を実施しようとしております。対象人数につきましては、ア～エの種類別に各500人、計2,000人を無作為抽出し、実施しようとするものでございます。

ア．1号被保険者（75歳以上の高齢者）調査 500人

イ．1号被保険者（65歳以上74歳未満）調査 500人

ウ．要支援認定者（要支援 1、2）調査 500 人
 エ．要介護認定者（要介護 1～5）調査 500 人

アンケート調査では、本市の日常生活圏域が、志津北部圏域・志津南部圏域・臼井/千代田圏域・佐倉圏域・根郷/和田/弥富圏域の 5 圏域における人口割合に対応することで進めようとしております。この他に、高齢者福祉課介護予防班で平成 23 年 4 月 1 日現在のデータを基に、志津北部・志津南部圏域の 65 歳以上の介護認定者を除き、このたびのアンケート調査と同様のものを 6 月上旬に実施予定しております。このことから、高齢者（一般高齢者）アンケート調査につきましては、志津北部・志津南部地区を除く 3 圏域を対象に、また、要支援・介護認定者アンケートは、5 圏域を対象に実施してまいりたいと考えております。

それでは、資料 5 のアンケート調査票(案)の内容についてご説明申し上げますがその前に一部修正がございます。

修正箇所

9 ページ	4 行目、「介護保険の在宅サービスを利用されている方」となっておりますが、「認定を受けている方」へ
10 ページ	問 5 の 7 呼吸疾患の「患」が抜けている点
13 ページ	1～21 となっておりますが、1～19 へ
17 ページ	6) 7) が重複しておりますので、6) を削除
18 ページ	問 13 9 の下に、40 歳～64 歳までの第 2 号被保険者を追加し、10 わからないを 11 へ

それでは資料 5 の説明をさせていただきます。冒頭でもお話ししましたとおり、7 月の上旬にはアンケートを送付し、なるべく早い時期に集計・分析を行い、計画に反映していきたいと思っております。

まず、本調査は、国より示された日常生活圏域ニーズ調査のアンケート内容を、一部修正して作成したものでございます。

資料 5 の 1 ページ～8 ページの「高齢者(一般高齢者)アンケート調査(案)」でございますが、全 8 問、89 項目について調査を行うもので、それぞれの生活の実態や生活支援ニーズをお伺いするものです。

問 1 は家族や生活状況について等、その方の現状把握を、問 2 は普段の買い物や散歩等で外出する頻度を尋ねることで、閉じこもり状況の把握や要支援・要介護の恐れを把握する等、地域ケアに必要な内容を問う項目になっております。問 3 については転倒予防ということで、転倒チェックシートによって今後の介護認定者となる恐れのある方を調べる項目となっております。問 4 は栄養バランスがどうなっているかによって、今後の介護認定を受けるリスクの把握をするものとして設定しております。問 5 の物忘れについては、認知症や要支援に該当するものの把握の調査、問 6 については在宅介護者の必要なニーズの把握、問 7 については現在の健康状態等について問う内容、問 8 は現在介護保険の認定を受けていませんが、今後利用される見込みのある人の把握や介護保険の認知度について問う項目となっております。

次に、9 ページからの要支援・要介護認定者サービスアンケート調査票(案)についてですが、16 問、52 項目について、介護保険の在宅サービスを利用

	<p>されている方を対象に、サービスの利用状況や介護に対する要望を伺うものです。</p> <p>主な項目といたしましては、介護者について・住宅改修等・市の支援サービス・介護保険料とサービスについて、今後の在宅介護における介護保険制度に関することでございます。</p> <p>本日、当該アンケート調査票につきまして、ご意見等をいただき、修正等を加え、調査を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>以上で、説明を終わりにさせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>なお、お願いでございますけれども、ご発言の時ですが録音しておりますので、挙手をして、お名前の方を、一つよろしくお願いいたします。</p>
A 委員	<p>アンケート調査について、65歳以上が対象ということですが、基準日はいつからを考えているのでしょうか。</p>
高齢者福祉課	<p>基準日につきましては6月1日を考えております。</p>
A 委員	<p>チェックシートについて5つの圏域に分けるということですが、包括支援センターの分け方と同じということで理解してよろしいでしょうか。</p>
高齢者福祉課	<p>はい、そのとおりです。その圏域ごとに行うということで、チェックシートにつきましてはその中の志津北部・志津南部圏域で行います。そのため、アンケート調査とチェックシートの実施が被ってしまいますと、不信感を与えかねないということで、一般高齢者アンケートについては志津圏域を除いて行いたいと思っております。</p>
B 委員	<p>4ページ Q8の買物、散歩で外出する頻度はどのくらいですか？とあるのですが、買物難民という言葉も聞くので、どちらで買い物しているのか、あるいは歩いてどのくらいの距離の場所か等、もう少し買い物について詳しく知りたいと思うのですが。</p>
高齢者福祉課	<p>問2の内容ですが、ここでは今後、介護認定者になる可能性があるか等について問う質問ですし、佐倉市では市民向けのアンケート調査を行い、その中で買い物等についての調査も実施しているので、ここではあえて挙げて無いのが実情でございます。また、ここで調べようとしているのは、生活機能がどうであるかということでございます。それによって介護予防等のニーズを把握するのが主たる目的でございますので、国からの統一基準でやらせていただきたいと思います。</p>
B 委員	<p>13ページの介護保険サービスの利用状況ですが、利用状況や利用意向は、その人が利用する必要があるから利用しているのだから、聞き方として満足</p>

	<p>していますか等にすべきではないでしょうか。</p>
高齡者福祉課	<p>介護保険のサービスを利用している人も、利用していない人もおり、また現在と今後については不確定要素であることから、このような表記にしているところでございます。</p> <p>議事2でご説明する予定でしたが、平成23年3月31日現在、65歳以上の方が39,308人、要介護（要支援）認定者は第1号被保険者5,231名、第2号被保険者は242名、合計5,473名となります。その内、サービスを利用している方が計4,000名弱ですので、1,000名近くの方は介護保険の認定を受けているがサービスを利用していないといった結果となっております。</p>
C委員	<p>4ページ 問2の運動・閉じこもりについての表記について、「閉じこもり」という言葉が少しどうなのかなと思いますので、「運動・外出状況について」という表記にさせていただければ、同じ内容を聞くにしてもよろしいのではないかと思います。</p>
高齡者福祉課	<p>皆様がよろしければ、「運動・外出状況について」という表記に変更させていただこうと思いますが、それではこちらの表記は「運動・外出状況について」にさせていただきたいと思います。</p>
D委員	<p>17ページの市で行っているサービスの内容ですが、この中に健康増進課で行っております在宅訪問歯科診療に触れておりませんので、ここに入れていただければと思うのですが。それともう一つ、利用の意向について5項目記載されておりますが、ここに知っているかの項目も入れたほうがよろしいのではないかと思いますので検討をお願いします。</p>
高齡者福祉課	<p>在宅訪問歯科診療につきましては、入れるようにしてまいります。また、知っているかどうかの項目についても入れるように工夫してまいります。</p>
D委員	<p>それと8ページ Q5の以下の在宅サービスを利用していますかの内容につきましても、在宅訪問歯科診療の方を入れていただければと思います。</p>
E委員	<p>3ページ Q2 1ここの項目は、主だった原因ということで、この表記はどのようなのでしょうか。また、Q8-1の2階以上の方でお住まいにエレベーターは設置されていますかということですが、4階～5階以上の場合は設置義務があるかと思ったのですが。</p>
高齡者福祉課	<p>5階以上の場合は、建築基準法で設置義務がございます。</p>
E委員	<p>そうすると5階以下の場合でもエレベーターがあるケースもあるのですか。</p>
高齡者福祉課	<p>介護者がいらっしゃる方のご自宅で設置するケースもございます。ここで</p>

E 委員	<p>聞こうとしている内容は、現在3階建てのご自宅等もありますので、お住まいの状況や住宅設計について聞こうとしているものでございます。個人のご自宅で介護をされている方で、1階に介護スペースがあれば良いのですが、スペースが無いから2階が介護スペース、というケースもありますので、住宅改修に何が必要なのかを問う内容となっております。</p> <p>5ページ 問5の物忘れについて、例えば現在携帯電話が多く導入されておりますが、そういった内容をこの中に設けることはできないのでしょうか。</p>
高齡者福祉課	<p>実はこの内容についても生活機能評価の内容になっておりまして、生活機能評価につきましては国の方で固められている内容になっておりまして、その表記と合わせております。それとQ2-1の内容ですが、ここでは65歳以上で介護認定を受けていない方に対し、過去に何か大きな大病を患っておりますかといった内容と、介護認定は受けていないが介助が必要な方もおりますので、そういった内容を聞く問いとなっております。</p>
F 委員	<p>3点ほどありますが、1点目はこちらの計画は介護保険事業計画と老人福祉計画の2つから出来ておりますが、介護保険事業計画は介護保険サービスについて、要介護認定を受けた方がサービスを利用できるようにといった見込み量を含めて、サービス事業計画といった側面があるかと思えます。老人福祉計画の方は、健康寿命や生きがい、予防的側面、地域づくりといった意味合いがあるかと思えます。そうした二つの側面を持った計画であり、地域でどう生きていくのかをデザインする計画になるのかなと理解しております。その中で今回は第4期を踏襲するという事で、出来れば第4期計画の例えば重点目標や重点施策があったと思えますが、そうした項目が進んだのかをチェックできるような分析等を行うと、第4期から第5期へと繋がりやすいかと思えます。2点目は、日常生活圏域の5地区で行うということですが、出来れば地区毎にクロス集計を行えば、地域独特のニーズが出てくるかと思えます。3点目は、アンケート調査の対象者ですが、第2号被保険者に聞く必要があるのかどうかという点です。健康寿命や介護予防の観点から、第2号被保険者の意見を聞くのかなと思えますが、そうでない方も聞く必要があるのであれば、また人数増えるかと思えますが、ちょっとその辺りが書いておりませんでしたので。それと最後に、アンケートの対象者は市民の方ということですが、例えば民生・児童委員、包括支援センター、事業者の方にも例えば利用者の様子を聞くとかする等、どこかでそうしたヒアリングを行うのかどうか。その辺りも聞けるのであれば、より良いのかなと思えます。</p>
高齡者福祉課	<p>後半の2点につきましてお答えいたします。第2号被保険者ですが、そちらのニーズ調査は何故しないのかということですが、今回の日常生活圏域ニーズ調査ですが、従前の計画を作成する時には、40歳以上の方を対象に、こういったサービスが必要かといった調査を、これまでの計画を作成する中で行ってまいりました。そのため、ある程度は必要なサービス内容をこれまで</p>

	<p>聞いてきているという前提がございます。それを各地区毎で、階層毎に何を求めているのかを、今回のアンケート調査でよりきめ細かい地域におけるサービスニーズを把握することが今回の調査でございます。2号被保険者の、ある意味これまで元気な方は今回除くということで、このような形となっております。ただ、要支援や要介護の認定を受けている方につきましては、要介護(要支援)認定者サービスアンケート調査の対象にはなりません。それと、ケアマネや地域の施設へのアンケート調査は、ということですが、今回の市民アンケート調査は、入札をかけて、担当業者を定めて実施いたします。地域包括支援センターや市内施設の業者、ケアマネジャーの方を対象に、今日はお示ししておりませんが、アンケート調査を実施しようと思っております。介護者教室や介護者のつどいに我々が入って行って、皆様の生の声を聞いて、計画に反映しようと思っております。そちらのアンケートにつきましては、事務局の方で対応できますので、実施しようと考えております。</p>
G 委員	<p>一般の高齢者の方に関しましては、外出の頻度やどんな社会参加活動を行っているのかを聞いておりますが、要介護の認定を受けた方についても、やはり外に出たほうが良いかと思えますし、そのような対策が必要かと思えますので、外出状況についての項目を設けますと、次のステップに進みやすいのかと思えますが。</p>
川根福祉部長	<p>すいません、ちょっとここで一つ整理ですが、今回の調査は国の方で全国的に統一した内容で実施し、一斉に見直しをかけ、全国的にも反映させなければならぬところで、国の方で項目を示しております。ですので、大きく変更できないといった制約があります。国としての一つのまとまりと、佐倉市でどのようにしていくのかとの両面があります。そのため、この間に立つ事務局が苦労しているところでございます。この苦労しているところをどのように整理していくのか、一方で生の声を反映していきたい、といったところが一つの進め方として事務局が考える方向かなという所で定義をさせていただいておりますところを補足させていただきます。</p>
E 委員	<p>確かに制約はありますが、どこかに付随して出来ないものでしょうか。</p>
川根福祉部長	<p>全国一斉に始まりますし、アンケートを受けるコンサルもアンケートの解析が一斉に始まります。そのため、コンサルの問題もありますし、例えば国のアンケートをベースに、項目を増やすとなると、クロス集計にも今度問題が生じてしまい、時間的に可能か等の実務的な問題も出てきます。そのため、今回はアンケート調査をベースに少し膨らますことができるご意見につきましては膨らませていきたいと考えております。</p>
議 長	<p>この他に何かございませんでしょうか。ございませんようでしたら、次に移りたいと思えますが。 それでは続きまして、議事2に入らせていただきたいと思います。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。</p>

『議 事 (2)』
平成 22 年度高齢者福祉サービス等実績について

高齢者福祉課

それでは、平成 22 年度高齢者福祉サービス等実績について、ご説明申し上げます。

1-1、1-2 につきましては先ほど説明させていただきましたので、省かせていただきます。

2 の特別養護老人ホーム入所希望者数の推移ですが、平成 23 年 4 月現在、620 名となっておりますが、今年度 2 箇所がオープンすることによって、今後大きく数値が変更するものと思われます。

次に 3 高齢者の就労機会の拡大、社団法人佐倉市シルバー人材実績等の推移ですが、今年度より、公益社団法人になります。実績ですが、平成 22 年度は会員 1,195 名となっております。

次に 4 高齢者クラブ数と会員数の推移ですが、平成 22 年度については 65 クラブ、会員数 2,996 名となっております。

次の 5 高齢者福祉サービスの実績推移ですが 敬老会の実績ですが、参加人数は徐々に増えてきている状況でございます。 の敬老祝金の実績ですが、ご覧のとおり対象者数は年々増加している状況でございます。 はり、きゆう、マッサージですが、昨年度の実績は 86,974 枚、利用枚数は 27,971 枚となっております。 安心カードですが、現在まで 728 枚となっておりますが、今年度は民生委員さんのご協力のもと、問い合わせが多くなっている状況でございます。 紙おむつ購入助成ですが、発券枚数 19,144 枚、利用枚数 11,201 枚と、ほぼ横ばい状況でございます。 訪問理美容出張費用助成ですが、申請者 7 名、利用枚数 10 枚といった状況でございます。 寝具乾燥消毒サービスですが、平成 21 年度より実績がございません。 配食サービス事業ですが、登録者数 177 名、配食数 22,812 となっております。生活管理指導短期宿泊事業ですが、こちらは登録者のいる年といない年によって大きく数値が異なっております。 緊急通報システムの実績ですが、平成 22 年度は 215 ということで、徐々に増加している状況でございます。 介護相談員活動実績の推移ということで、訪問施設が増えると同時に、訪問回数も増えております。

6 介護予防事業実績の推移についてですが、 普及啓発事業ですが、実施回数が大幅に増え、延べ参加者数も大幅に増えております。 通所型介護予防事業についてですが、実施回数 97 回、延べ参加者数 1,284 名となっております。 訪問介護予防ですが、平成 22 年度 2 回、延べ参加者数 2 名でございます。

7 地域包括センター活動実績について、 総合相談支援の相談実績は 3,085 件 実態把握ということで訪問活動・地域活動・その他を併せまして 1,878 件、 介護者のつどい・介護者教室については介護者のつどいは 273 人、介護者教室は 98 人、 住宅改修・配食調査・安心コールにつきまして、住宅改修は 72 件、配食調査は 82 件、安心コールは 526 件となっております。

この後、各部会において詳細を提出させていただきたいと思っております。

議 長	ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。
E 委員	介護をする方について、男女の内訳はどのような状況でしょうか。
高齢者福祉課	昨年度、介護者アンケートを行いまして、介護をされている方の男女比や世帯構成はどうなっているのかの調査を行いました。その集計した資料がございますので、部会の方で参考として提出したいと思います。
5 . その他 議 長	どうもありがとうございました。 それでは、議事 その他に入らせていただきたいと思います。このことにつきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。
高齢者福祉課	スケジュールでもお話ししましたが、次回、高齢者福祉検討会については、7月5日（火）10時から、介護保険検討会は、同日午後1時から開催を予定しております。また後日、通知をいたしますのでご配慮の程お願い致します。
6 . 閉 会 議 長	それでは時間になりましたので、本日の議事はすべて終了したということで、平成 23 年度第一回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を終了させていただきたいと思います。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。